

令和8年度 第3回総合教育会議 議事録

1 日 時

令和8年9月3日（木） 午後1時30分から午後3時まで

2 場 所

市川市役所第1庁舎5階 第3委員会室

3 出席者

田中 甲 市長
高木 秀人 教育長
山元 幸恵 教育委員
大高 究 教育委員
広瀬 由紀 教育委員
田中 大介 教育委員
駒 久美子 教育委員
関係職員（24名）

4 報告

市川市教育振興大綱（案）について

5 協議

市川市教育振興大綱具体化パッケージ（案）について

6 議事概要

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
事務局の企画課深沢です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは本日の資料を確認させていただきます。

まず、

○本日の次第

○資料1 市川市教育振興大綱（案）

○資料2 市川市教育振興大綱（案）の概要

○資料3 市川市教育振興大綱具体化パッケージ（素案）（詳細版）について

以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。

それでは、市川市総合教育会議の運営に関する要綱6の（4）に基づき、公開・非公開の決定を行いたいと思います。

なお、総合教育会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第6項の規定に基づき、原則公開となっております。

本日の議題については、非公開事由に該当する議題ではないと思われますので、会議を公開することといたしますが、よろしいでしょうか。

————— 異議なし —————

ありがとうございます。

本日の傍聴希望者数は6名でございます。それでは、傍聴希望者が入室いたします。

————— 傍聴者入室 —————

傍聴人の皆様にお願いがございます。恐れ入りますが、傍聴にあたりましては先ほどお渡しいたしました「傍聴に関する注意事項」を遵守いただきますようお願い申し上げます。

はじめに、本日の出席者についてご紹介させていただきます。

- ・市川市長 田中 甲 （たなか こう）
- ・教育長 高木 秀人 （たかぎ ひでと）
- ・教育委員 山元 幸恵 （やまもと ゆきえ）
- ・教育委員 大高 究 （おおたか きわむ）
- ・教育委員 広瀬 由紀 （ひろせ ゆき）
- ・教育委員 田中 大介 （たなか だいすけ）
- ・教育委員 駒 久美子 （こま くみこ）

次に、市長部局の職員及び教育委員会事務局の職員を紹介させていただきます。

- ・企画部 部長 西村 直（にしむら ただし）
- ・企画部 次長 染谷 俊存（そめや としのぶ）
- ・財政部 部長 田中 雅之（たなか まさゆき）

- ・こども家庭部 部長 山室 繁央（やまむろ しげお）
- ・こども家庭部 次長 宮崎 美穂（みやざき みほ）
- ・文化国際部 部長 日暮 真司（ひぐらし しんじ）
- ・スポーツ部 部長 小島 信也（こじま しんや）
- ・教育振興部 部長 根本 泰雄（ねもと やすお）
- ・教育振興部 次長 品川 貴範（しながわ たかのり）
- ・教育振興部 次長 植松 紀彦（うえまつ のりひこ）
- ・学校教育部 部長 小林 義行（こばやし よしゆき）
- ・学校教育部 次長 富永 進也（とみなが しんや）
- ・学校教育部 次長 森角 有和（もりかく ゆうわ）

それでは、ここからの会議の進行は市長にお願いいたします。

市長、よろしくお願いいたします。

○田中市長

はい、令和8年度第3回「市川市総合教育会議」を始めさせていただきます。

■報告 市川市教育振興大綱（案）について

○田中市長

始めに、報告事項

「市川市教育振興大綱（案）について」であります。

これまでの会議でいただいたご意見を踏まえ、新たな教育振興大綱（案）を取りまとめましたので、事務局より報告をお願いします。

○西村企画部長

はい。企画部長でございます。

委員の皆様からいただきましたご意見等を踏まえまして、企画部、教育委員会で調整を図りながら、市川市教育振興大綱（案）の内容につきまして、追加・修正をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料1「市川市教育振興大綱（案）」をお願いいたします。

それでは3ページをご覧ください。将来像についてでございます。

「市川市クオリティ・ロゴス 言葉の力で未来を拓く市川の教育」、この中に込めました思い、「言葉は、思想や文化を担う人類共通の財産であること、そして市川の教育では美しい日本語を正しく身につけ、自分の考えを正確に整理し、相手にわかりやすく伝える力を養うとともに、日本語

で培った深く考え、伝える力を土台に、英語で世界と繋がる力を磨くことで、言葉の力を軸として生徒一人ひとりが未来を切り拓いていくことを目指していく。」

この考えを明確にいたしたく、第一段落目で、『「言葉」は思想や文化を担うものであり、人類共通の財産です。そして日本語は我が国の自然や生活習慣、独自の文化に深く根差したものであり、そこには特有の豊かな情緒があります。正しい日本語を身につけ使うことで、言葉の力が生み出されます。』と記載させていただきました。

そして第4段落目、『またグローバル化の進展する現代社会において、言葉の力は日本語だけでなく、英語力を高めることによって、世界に羽ばたく力や身近な環境において様々な国籍の人々と交流することで、世界を広げる力へと、高まります。』との記述を追記いたしました。

また、その下の5段落目、前回の会議では、言葉の力とは、読む、聞く、話す、書くの4技能にとどまらず、様々な個性や特性を持った人たちによる多様な表現手段もまた言葉の力であり、としておりましたが、多様な表現手段といたしますと、受け取る人によっては発信手段の方に重きを置いたように感じられるとのご意見がございましたことから、

『「言葉の力」とは読む、聞く、話す、書くの4技能にとどまらず、様々な個性や特性を持った人たちによる気持ちや考えを伝える力・理解する力・共感する力もまた「言葉の力」であり、』と修正いたしました。

続いて4ページ目をお願いいたします。

基本方針1（1）の2の施策体力向上についてでございます。前回は「誰もが運動やスポーツに親しむ機会の創出や環境を整備することで、子どもを初めとしたすべての世代の基礎体力を向上させ」としておりましたが、基礎体力の向上につなげるとしたほうがよいとのご意見をいただきましたことから、『子どもを始めとしたすべての世代の基礎体力の向上につなげ』というふうに修正をいたしました。

続いて、同じく4ページの基本方針1（2）の施策の順番の変更についてでございます。

前回は英語教育、読書活動・図書館の充実、市立高等学校の創設の順としておりましたが、冒頭でもご説明させていただきました通り、まずは日本語の力、日本語の大切さ、日本語を大事にすることといった国語力を培うことが重要であり、「読書活動、図書館の充実」があつてこそ英語教育が深まっていくのではないかとのご意見をいただきました。

このことから、施策の順番を「①読書活動、図書館の充実」、「②英語教育」、「③市立高等学校の創設」とし、読書活動図書館の充実の施策の考えの中に、改めて国語力を育むことについて追記いたしました。

また、市立高等学校の創設について、前回は深く学ぶことができる教育機会の提供を目指すとしておりましたが、小中学校のカリキュラムの連続性を加えたほうがよい、といったご意見をいただきましたことから、義務教育課程を超えて深く学ぶことができる教育機会の提供を目指すことと修正いたしました。

続いて6ページをお願いいたします。基本方針2の施策の目標についてでございます。

前は基本方針2の施策の目標として、(1)「多様な個性や特性、背景を有する子どもたちがともに学び合う包摂的な学びを提供します。」と(2)「子育て家庭の教育に関わる負担を軽減し、家庭の場状況による教育格差や体験格差を解消します。」の2つの施策目標として設定をいたしました。他の基本方針の施策目標同様に3つに分けるという選択肢もあるのではないかとのご意見をいただきました。

また、子どもの権利という観点から、いじめや不登校については防止等の対策が重要であることから、安心できる学習環境や居場所の提供についても目標に掲げたほうがよいとのご意見をいただきました。

こうしたことから、新たに(2)『子どもたちの様々な状況に寄り添い、一人ひとりに合った学びの機会を保障します』との目標を設定し、不登校児童生徒への支援の施策を掲げるとともに、安心して学べる学習環境の提供の施策を追加いたしました。

最後に8ページをお願いいたします。

基本方針3(2)の1の施策、幼保小の連携、幼児教育についてでございます。

前は幼児期の遊びを通した学びの提供と小学校の学習へスムーズな接続を図ることで、生活力や小学校の学びにつながる基礎を育むとしておりましたが、幼児期の学習をベースとして、小学校側がその幼児期の学びを踏まえた教育の展開を図るというような内容を盛り込むべき、とのご意見をいただきました。

このことから、『幼児期の遊びを通した学びの提供とそれを踏まえた学校教育の展開を図ることで、生活力や小学校の学びに繋がる基礎を育み、学校生活へのスムーズな適応を支えます。』とし、幼児教育を踏まえた学校教育という考え方をお示しさせていただきました。

説明は以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。この教育振興大綱(案)を基にパブリックコメントを実施しまして、次回、パブリックコメントで頂戴したご意見をあわせて、成案をご報告させていただきたいと考えております。

この段階で委員の皆さん方から何かございますか。

今企画部長から示された部分、或いはそれ以外の部分でお感じになったことがありましたらおっしゃってください。

私から少し確認したいのですが、3ページ目の3行目、「特有の豊かな情緒があります」という漠然とした表現でちゃんと伝わるでしょうか。この表現を少し検討してもらいたいと思います。何を指してるのか、具体的には何か、と言われたときに答えることができるのかが気になりました。

それと4ページ目。「すべての人の人生を豊かにする社会につながる、地域とともにある教育」

を内容が変わらないように文章を短くできるように検討してみてください。

これは私が皆さんに教わりたいことですが、6 ページ目の（１）の２、「障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちとともに」という表現は正しいのでしょうか。障がいのない子どもたち、という言葉遣いがあるのか少々気になりました。

教育委員の皆さん方からもその表現が良いものか、ご意見をいただければと思います。

そして障がいのない子どもたちという表現が普通使われるのだろうかと思いました。

次に7 ページ目の（３）の１です。「放課後や長期休暇中の安全で安心な居場所づくり」とある長期休暇中というのはどういう意味ですか。夏休み、冬休みということですか。

それと2 の方の「家庭の状況によらない学びの機会の確保」、こういう表現しか使わないのかを考えてもらいたいです。

最後8 ページ目、（２）の１の文章の中で「生活力や小学校の学びにつながる基礎を育み、」とありますが、生活力は置き換えると何のことですか。

これらのことを指摘させていただきます。

他の委員の皆さん方はいかがでしょう。どんなことでも結構です。大丈夫でしょうか。

では、パブリックコメントで頂戴した意見を合わせて成案を報告させていただきたいと思います。

■協議 教育振興大綱具体化パッケージ（案）について

○田中市長

次に、協議事項でございます。

「市川市教育振興大綱具体化パッケージ（案）」についてでございます。

前回の会議で、新たな具体化パッケージに位置付ける事業を整理し、具体化パッケージの案について、教育委員会からご提案いただくようお願いしました。

教育委員会より説明をいただきたいと思います。

○高木教育長

はい。教育長でございます。

前回の総合教育会議におきまして、新たな教育振興大綱具体化パッケージの取り組みの方向性につきまして素案という形でご提案させていただきました。

その際いただきました委員の皆様からのご意見を踏まえまして、新たな教育振興大綱具体化パッケージの素案を詳細版として資料3として整えて参りました。

新たな具体化パッケージでは、新たな大綱案に位置付けられました22 の施策に対しまして、43 の取り組みの方向性、119 の具体的な取り組み、事業にまとめさせていただいたところでございます。この119 の事業のうちに現在の昨年度策定していただきました具体化パッケージから38 の事

業を追加しまして、そのうち 26 の事業につきましては、来年度、令和 9 年度以降に新たに取り組むこととしているところでございます。

また、現在の具体化パッケージにあります事業のうち、26 の事業につきましては、昨年から今年度にかけて事業の進展がございましたので、その内容を反映させていただいてるところでございます。

詳細につきましては教育振興部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○根本教育振興部長

教育振興部長です。恐れ入りますが、資料 3 教育振興大綱具体化パッケージ（素案）（詳細版）の 2 ページをお願いいたします。

本日の（素案）（詳細版）では、令和 9 年度以降に取り組む新規事業については、新規欄に●、令和 8 年度から取り組んでいる事業につきましては新規欄に○、現在の具体化パッケージに掲載がなかった事業につきましては、追加欄に○を記載をしております。

はじめに●がついております令和 9 年度以降に取り組む 26 の新規事業についてご説明させていただきます。

基本方針 1 目標（1）の施策①「生活習慣の改善」では、1 番「地域一体による生活習慣の改善」として、「早寝早起き朝ごはん」運動の学校・家庭・地域による展開について、2 番「生活習慣改善に向けた授業プラン作成」の 2 つの新規事業に取り組みます。

3 ページをお願いいたします。施策②「体力向上」では、6 番「学校屋外運動場の再整備」、7 番「校庭の人工芝化」として校庭の人工芝化を計画的に推進することについて、2 つの新規事業に取り組みます。

4 ページをお願いいたします。施策③「食育」では、8 番「標準献立の導入」として、標準献立の献立の作成による給食の質の確保について、9 番「栄養士のメンター制度の導入」として、栄養士の資質向上についての 2 つの新規事業に取り組みます。

5 ページをお願いいたします。基本方針 1 目標（2）の施策①「読書活動、図書館の充実」では、18 番「学校司書の配置充実」、19 番「学校図書館の週 5 日間開館」、20 番「図書の廃棄・更新」として、計画的な図書の廃棄・更新についての 3 つの新規事業に取り組みます。

8 ページをお願いいたします。施策②「英語教育」では 31 番「（仮称）言語探究科による小中一貫の英語活動・英語教育」として、（仮称）言語探究科により小中一貫したカリキュラムによる英語活動・英語教育の実施について、新規に取り組みます。

11 ページをお願いいたします。施策③「市立高等学校の創設」では、48 番「市立高等学校の設置検討」として、市立高等学校の在り方や設置の進め方の検討を進めることについて、新規に取り組みをいたします。

12 ページをお願いいたします。基本方針 1 目標（3）の施策①「より主体的に社会参画に関

わる教育」では、49 番「職場体験・職業講話の実施」、50 番「児童議会の充実」として、タウンミーティングとして行われている児童議会を、小学校における主権者教育に位置付けて学校全体で取り組むことについて、の2つの新規事業に取り組みます。

13 ページをお願いいたします。施策②「社会教育、リカレント教育」では 53 番「社会教育人材のネットワーク構築」、54 番「社会教育士との連携方策」として、社会教育士との連携方策の検討について、の2つの新規事業に取り組みます。

14 ページをお願いいたします。施策③「文化財の保存・活用」では、62 番「文化財調査・研究」として、指定等文化財を紹介した書籍「時の記憶」の改訂などについて、63 番、博物館施設の改修について、2つの新規事業に取り組みます。

16 ページをお願いいたします。基本方針2 目標(1)の施策①「包摂的な学び」では 65 番「『市川スマイルプラン』の作成支援」として、作成支援ソフトの導入について、67 番「校内教育支援センターにおける評価の実施」、68 番「学校図書館と校内教育支援センターの連携」として、学校図書館と校内教育支援センターの連携による不登校児童生徒の支援について、の3つの新規事業に取り組みます。

20 ページをお願いいたします。基本方針 目標(2)の施策②「安心して学べる教育環境の提供」では、78 番「いじめの認知件数の適正な把握」として、報告すべき事案を整理・明示することで適正な把握と迅速な対応を図ることについて、80 番「ICT を活用した心の観察」として、児童生徒の心情を収集するソフトウェアの活用について、の2つの新規事業に取り組みます。

22 ページをお願いいたします。基本方針に目標(3)の施策②「家庭の状況によらない学びの機会の確保」では 92 番「中学校制服の標準化等の検討」として、制服の標準化やレンタル制の導入も含め検討することについて新規に取り組みます。

28 ページをお願いいたします。基本方針3 目標(3)の施策①「学校環境整備・老朽化対策」では 106 番「早期建て替え校の建て替え」として、学校環境基本計画に基づき第一中学校などの早期建て替え校の建て替えを進めることについて、114 番「体育館のWi-Fiの整備」、115 番「電子黒板の整備」について、の3つの新規事業に取り組みます。

次に、現在の具体化パッケージに掲載している事業で事業内容に進展があったものについて説明します。恐れ入りますが、3 ページにお戻りください。事業内容に申請があったものにつきましては、4 番「運動部活動の地域展開」のように、内容欄に赤い下線を引き、変更した内容がわかるようにしております。

事業内容に申請があったものについては 26 事業ございまして、主なものといたしましては、5 ページ、17 番「自動車図書館サービスの拡大」について、幼児教育施設等への巡回を開始し、拡大したこと。

8 ページをお願いいたします。32 番「教育課程柔軟化サキドリ研究校の取り組みの周知」について、東国分中学校、曽谷小学校が指定を受け、その取り組みを周知すること、9 ページ、36 番

「ALT 全校配置」について、小学校に配置し活用計画を作成したこと。

19 ページをお願いいたします。76 番「ふれんど南行徳の設置」について、9 月に設置し、運営を開始したこと。21 ページ 88 番「教員出身者の配置」について、教育出身者を配置し、体験プログラムの作成等、企画力の向上を図ったこと。

22 ページ 90 番「学校教材費等徴収金の事務移行」について、2 校でのモデル事業実施に向けて準備を進めていること。

23 ページ 94 番「(仮称) 言語探究科の新設」について、教科の目的や内容などの検討を進め、8 月末に教育課程特例校の申請を行ったことなどがございます。

説明は以上でございます。

○田中市長

はい。ありがとうございました。

それではこれより各教育委員の皆さん方のご意見を聞いて参りたいと思います。最初に山元委員、そして最後が駒委員になります。どうぞよろしくお願いします。

○山元委員

教育委員山元でございます。

何点か私の方の考えを述べさせていただきます。まず、18 番から 20 番に述べられております、21 番も関係しますが、図書館の充実に関してです。

学校図書館は探究的事業等を進める上で不可欠であるとともに、子どもたちがいつでもふらっと立ち寄り思い思いに本を手に取り、安心して過ごせる心和む居場所としても、学校において大変重要な場所です。不登校傾向の生徒等の居場所としても大変重要な意味を持っていると思います。その充実に向けて、学校司書の勤務環境の改善や蔵書の充実を図るこの施策は積極的に取り組む取り組むべきものと考えています。

次に 31 番から 41 番で取り上げられています。英語教育の充実に関してです。

様々な取り組み時数の確保ですとか、実際に ALT の増員が図られる、或いはタブレット、AI の今後活用も図られるなど、児童生徒が実際に英語を活用して自分の考えや気持ちを表現し、達成感を得られる機会を今後日常的に確保することが大変重要と考えています。

英語は、最初の将来像にも書かれていますが、子どもたちが自分の未来を切り拓くための大きな 1 つのツールだと思います。

目先の点数ということではなく、英語を使って活動することが楽しい、もっともっと英語を使ってみたいという意欲を育むことを何より大切にしたい充実を図っていただきたいと考えています。

例えば、英語の歌詞の歌をみんなで歌ったり、英語劇をしたり、英語で詩を作ったり、校外学習の最後に英語で実際にインタビュー活動をしたり、と英語を使う経験値を高めること、それを様々

な教科と探究的な活動と絡めて、各学校が積極的に取り組めるように教育委員会としてカリキュラムの提供と積極的な支援を行っていくことが重要であると考えています。

次に 49 番、キャリア教育です。現在も小中において職業調べや職業体験が実施されていますが、体験先の確保、事前調整など、児童生徒への指導以外の部分で教員にとって大きな負担となっており、内容の充実を図るところまで至っていない現状があります。

しかし、職場体験は子どもたちが社会の仕組みを知るとともに、自分の知らない人達の中に飛び込んで自分の力で課題に取り組む大きな意味で自立に向けた貴重な 1 歩となる取り組みです。地域学校協働活動推進員などが中心となり、全校が活用できるデータベースの作成や学校間の調整が図れるシステムの構築、事前打ち合わせの支援など、職場体験の充実に向けた環境整備が進むように、教育委員会として積極的にイニシアティブをとることが重要と考えています。

次に、65 番 66 番で取り扱われている校内教育支援センター機能の充実評価に関してです。

以前から申し上げますように、不登校問題というのは大変大きな課題です。そのために、各学校に現在校内みらいサポーターが配置されたことは大変評価すべき取り組みと考えます。

しかし大切なことは、今後この制度をどのように活用し、学校に対して不適應を起こしている、或いはその傾向を示している子どもたちに寄り添っていくかということです。

この果たすべき役割や勤務のあり方など、まだ学校間で差が見られ、十分に機能が発揮されているとは言えない部分もあると感じています。

学校の管理職及びみらいサポーターが果たすべき役割を十分に理解し主体的に活動できるよう、適切に評価し指導・助言を行うことは急務であると考えます。いわゆる、「仏作って魂入れず」では意味がないので、各種事業を実施する上でその魂を入れる部分をぜひ教育委員会としてしっかりしていくことがとても重要だと感じています。

次に 110 番からそれ以降 115 番に関して、情報教育、或いは ICT 関係のいろいろなことが施策として盛り込まれています。

今度の学習指導要領、次期学習指導要領で求められている個別最適な学びですとか、協働的な学びの実現を図るためには、教員の業務を効率化してきちんと向き合える時間を確保することとともに、ICT 環境の整備が不可欠であると考えます。

今後デジタル教科書が導入され、次期学習指導要領では、情報教育の教科化や AI の活用が盛り込まれる一方、子どもたちにとって、その依存性の問題も含めて、どのような教育を実施していくべきなのか、現在様々な意見が噴出している状況にあります。

間違いなく今後訪れる超情報化社会の中で、自分を見失わず、しかも情報を有効的に活用できる大人へと子どもたちを導いていくにはどうしたらよいのか。どのように ICT を含めたものと向き合い活用していけばいいのか、本市として、今後、どう学習系 ICT に取り組んでいくかを関係部署が連携して、教育委員会としてしっかりとしたビジョンを作り上げることが重要と考えます。

ICT 機器を扱ってるから教育センターが担うとか、指導だから指導課だとか、縦割りではなく、

そこを貫いて市川市として今後これについてどのように取り組んでいくのかという、ぜひそういう協議機関を設けて欲しいなというふうに感じています。

最後に、このパッケージとしては、特に取り上げられている事業はありませんが、教育振興大綱の最後の項目に記載されている教職員一人ひとりが子どもに向き合える環境の整備についての考えを述べさせていただきます。

とにかく一番主役は子どもです。でもその子どもたちを伸ばしていく、大切にする、一人も取りこぼさないためには、そこにしっかりとした教職員がついていくってということがとても大事なことです。

そのために、例えば業務の効率化ですとか、地域の連携といったものも大変重要な要素だと思うのですが、さらになぜ教師がこのように今ゆとりを失ってしまっているのかという中で、次の2点についても積極的に改善を図る必要があるのではないかなと思う点を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、行事や事業内容の精選です。

今ここに挙げた中でも、各学校がこれからいっぱい取り組んで欲しいこと、それは一つひとつとても大切です。

英語教育の充実も、或いは新しい時代に向けた情報教育の導入、体力づくり、体験学習、地域との連携、やらなければならないことはどんどん学校におりてきます。

しかし、どれも大事ですし、学校は子どものための取り組みということで、すべて何でもこなさなければという意識でスタートしてしまいます。

でも、結局子どものためのそういう取り組みが、実は教員、そして子ども自身のゆとり・余裕も奪い、本来じっくりと取り組むべき学習がなおざりになってしまっていないかととても危惧しています。

やらなきゃいけないことはもちろんいろいろありますが、その中で、その中で今何かを優先すべきか精選して、そのところにはじっくり取り組むという姿勢をまず教育委員会、そして管理職が、そして一人ひとりの教員がしっかりと意識して、教育に取り組むことがとても大切に考えています。ある意味でいろんなことをやりましょうだけではなく、どう精選してやっていくかという部分についても考えていく必要があると感じています。

もう1つは、保護者との関係です。

多様な価値観が尊重され、個人の人権が大切にされる平和な社会の実現。これこそ私たちが目指してきたものです。もちろん一人ひとりの子どもの個性に応じた子どもの人権を尊重していかなければなりませんが、同時に学校で教育に携わるすべての職員の人権も尊重されなければなりません。

過度の職員や学校に対する要求に対して毅然として対処できる環境の整備も今後積極的に取り組んでいく必要があると考えています。私からは以上です。

○市長

はい。ありがとうございました。それではお座りになっている順で参りましょう。広瀬委員よろしくをお願いします。

○広瀬委員

教育委員の広瀬です。よろしくお願いいたします。

具体化パッケージにこれだけたくさんの事業が盛り込まれて、おそらく今後例えば自己点検評価なども絡み合いながら、よりよいものにしていこうという気概を感じてすごく楽しく拝見させていただきました。私からも少し気が付いたことについて幾つか述べさせていただければと思っています。

最初ですけれども、特に今回たくさん載せてある8ページの1の(2)の英語教育に関してすごくたくさんの項目が書かれていて、これから本当に力が入って子どもたちにもいろんな言葉の楽しさっていうのが伝わる機会になるんだろうなと読みました。

その中で、38番のところの小学校1・2年生の英語授業というところですが、それぞれ無理なくということで進められると予想はしています。しかし、小学校1年生に関して考えるとやはり環境移行というところ接続期と言われる時期で、英語の前に学校が楽しい、学ぶことが楽しいという経験があってからの次の話になると考えています。

やはり先生方もすごく真面目に取り組んでくださるので、委員会の方が月1回というふうにやってしまうとそれをきちんとやらなければということで、逆にそれが良い循環に回ればいいんですけれども負担になってしまったりとか、なかなか学校に行けないというところのきっかけになってしまうとすごくもったいないと思っています。なので特に小学校1年生に関してなんですけれども、もう少し月を、ひと月～ふた月に1回程度ぐらいに少し緩やかさを持たせた形で頻度というのに関して、現場の声も聞いていただきながら、緩やかなスタートを切れるといいなというふうに願っています。

あとこれは今回ご説明を聞きながら思ったプラスアルファのことなので今回どうこうというわけではないんですけれども、英語教育というのは、学校環境だけで進めていくというところでは先生方も含めてそこだけで完結するというものではないと感じています。

例えば21ページですが、「多様なニーズに応じた居場所づくり」というところで、放課後活動とか朝の居場所というところを書かれていて業務提供されるかと思うのですが、市としてこの英語教育というのを大事にしているという情報なども盛り込みながら、環境的な配慮でもいいと思うんですけれども、少し英語に絡んだ全く別組織としてこう違う生活というよりは、少し意識をした環境設定、絵本がちょっと置いてあるとか、そういったところで子どもの学校生活の延長上で、その後の過ごしというのが保障できるならばすごく一貫して取り組めるのではないかと思います。

次に16ページの2の(1)の①の「包摂的な学び」という項目になります。包摂的な学びとい

うところのタイトルを最初に掲げていただいてすごく心強いと感じております。

その具体的な取り組みというところで、64番、65番で市川スマイルプランが示されているところですが、括弧のところを見ていただいてもわかるように個別の教育支援計画というところになりますので、個の話というふうに取り取れてしまう可能性もあると感じます。包摂的な学びというところでは、やはりどちらかというと、土台となる環境全体とか学校生活全体とか授業の面白さとか、そういった部分が出てくるといいなと考えています。

例えば、市川市の特別支援教育推進計画の第三期の後期のところでお示しいただいてるような学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導、支援、という内容に関して、この包摂的な学びの提供の中で、その具体案が出てくるといいなと思っています。

例えば、困難さに応じた指導支援の手立て一覧というものを市で作成されていて、それを通級の先生等にお配りされているかと思いますが、別に特別学級だけの話ではなくて通常学級の先生方ももしかしたらその中に配慮が必要そうなお子さんが居て、手立てに困っているということもあるかと思っています。そういった手立ての一覧が通常学級の先生方のお手元にもあるという点では非常にその支援の一助となるのではないかなと思います。そういった部分が活用された実績みたいなものが集まってよりよい事例が集まっていくことで教育の土壌全体が向上していくのではないかなと期待しています。

また次期学習指導要領の調整時間数とか裁量的な時間の活用の実践の収集とかその共有なども包摂的な学びの提供の土台になってくるかなと思いますので、今回どうこうというわけではないですけれども、ぜひ今後に向けて少し意識をしていただけるといいなと考えた次第です。

最後になりますけれども、25ページ。(2)の①、まず「架け橋プログラム」というところになりますが、「架け橋プログラム」というところで文科省の方がフェーズを1から4まで示していて各自治体に自分たちの自治体がどのフェーズにあるかということの確認ができるような工夫ですとか、そこからどうしてやっていけばいいかというようなところも手順を持って示されているかなと思います。

ここは質問みたいになってしまって恐縮ですが、この「架け橋プログラム」のフェーズに関して市の方が1から4のどの辺りに該当するとお考えか、ぜひ聞かせていただければと思います。実際に教育振興大綱の方でも書いていただきましたけれども、幼児期の学びを踏まえた小学校教育の展開が具体的に展開されるといいなと思ってすごく期待して見ております。

私の方からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○田中市長

「架け橋プログラム」についてのご質問に今お答えいただけますか。

○小林学校教育部長

学校教育部長です。私の方でフェーズ1から4というところが申し上げることはできないんですが、今の状況といたしましては、架け橋期のカリキュラムは、幼児教育施設の取組について依頼をして、担当課が報告を受けています。

小学校1年生の取組もどのような教育活動を行っているかについて、整っております。

現在、幼児教育施設と小学校で一緒に情報交換をして、お互いの教育活動を理解した上で、幼児期の小学校に上がる前の学習活動や幼稚園の活動、幼児教育施設の活動を知ることによって小学校ではこれぐらいの学習内容ができるのか、こういう取り組みができるなどお互い情報交換をしている段階でございます。

○高木教育長

教育長でございます。

昨年度末の段階で架け橋期のカリキュラムという形で、全小学校において地域内の幼児教育施設と1つのカリキュラムということをもとめさせていただいたところでございます。

今年度に入りましてそれに基づきまして幼児教育施設と小学校の方が議論を始めるといったところでございます。

明確にフェーズでいうとどこになるかですが、希望的観測でいうとフェーズ3かなと思っていますけれども、フェーズ2であるかなと、そのようなところでございます。

○田中市長

広瀬委員、よろしいですか。

○広瀬委員

はい、大丈夫です。

○田中市長

それでは続きまして、大高教育委員、お願いいたします。

○大高委員

教育委員の大高でございます。よろしくお願いします。

私は医師会からの派遣ということで担当分野は狭くなりますが、教育振興大綱で言うと基本方針①の(1)「すべての世代で心身の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ります」というテーマになりますけれども、この健康寿命というのが大事で、確かに日本は比較的寿命が長い、長生きの国なんですけれども、果たしてその健康寿命は本当に伸びているかというと、甚だ疑問であり

ます。やはり寿命はただ長ければいいというわけじゃなくて、健康寿命というのが問題になってくると。

それについてこの大綱で、「①生活習慣の改善」「②体力向上」「③食育」というのを作っていただいて拝見していますけども、今回のパッケージも大変よくできていると思います。私が考えた意見もほとんど入っていますし、まずはやはり規則正しい生活が大事であります。

ただ、規則正しい生活って言っても具体的にはどうすればいいんだってということで、具体的な取り組みを1番、「早寝早起き朝ごはん」と大変具体的なものが出てきていることは、嬉しく思いましたし、なるほどと思いました。ただ規則正しい生活が大事と言ってもそんなの当たり前だよっていうのはわかりますけど、じゃあ具体的な子どもたちにどういうふうに教育していくかっていうと、こういう具体的な運用を学校・家庭・地域が一体となって展開するということは非常に重要なこと。

特に以前より指摘してきたまず親の教育が大事だと思っていましたけど、ここに学校・家庭という名前が入っているということはやはり両親も含めて運動をしていきましょう、ということなので、大変期待しております。あんまり堅苦しくなっても良くないのではないかなと思うんですけども、でもやはりこういう運動があるということで、大人も少し関心を持てるのではないかなと思いました。

それから2番ですけども、授業プランという名前が出てきたのでこれはちょっとびっくりしました。授業において、こういう生活習慣の意識改善を図ることは、非常に画期的な話ではないかなとちょっと思いました。確かに家庭での教育も大事ですけども、まず家庭を教育すること。この授業プランの中に項目を入れるということは非常にちょっと楽しみというか、結果はどうか、期待したいところであります。

健康っていうのは身体的健康と心の健康というのがあります。先生方が一生懸命やってらっしゃる不登校児への対応ですけども、不登校ってなぜなるのかというのはやはり心の病であると。

不登校児に対する支援というか対応っていうのは、非常に多岐にわたっているらしくて、もちろん教育委員会の現場の先生方も努力をされてると思うんですけど、今の小児精神科学っていうのは、精神科の中でも、特に小児に対する医療っていうのは非常に発達しているということもあるので、自分は専門じゃないのですけども、そういう専門の先生方とのミーティングとか、交流っていうのもあっていいのかなと。各学校の先生方が非常に一生懸命やられているのは非常にわかるんですけども、そこにそういう小児精神科学っていうのが入るとまた1つ違うのかなというように感じました。

それとこれはいつも言っている話ですけども、さっき山元委員から ICT 依存性という言葉が出ました。ICT 依存性っていういろんなことがあると思って、自分はいつも目だの耳だの言っていますけれども、やっぱり精神の方もちょっと関係あるんじゃないかなと。これだけ AI が発達してしましますと、なんかちょっとうまく言えませんがすごく心配なこともあって。ですので、これから体

の健康と同時にやっぱり心の健康をさらにケアしていく必要があるのではないかなと思います。

体の健康に関しては、施策②の「体力向上」という点なんですけれども、これも自分はコロナ禍以降、外での活動が減っているので、太陽にあたる時間が少ないのはよくないよと、外で遊びましょうと言ってきましたけども、これも具体的に例えば3番ですね、「授業改善に向けた研修実施」ということで新体力テストの分析結果を踏まえた授業改善を行うための研修会、こういうふうに具体例が出てきていますので、これは自分としては大変期待しているところであります。

4・5番も同じように、先ほど進展があったものということで説明聞きましたけども、このように具体的な内容が出てきてるということは非常に嬉しいことだなと思います。外で遊びましょうって言っても、じゃあどこでどうやっていつ遊んだよって感じなんすけど、このような内容が出てくると、なるほどと思って非常に感心したという次第であります。

それに加えて、6・7番で運動場を整備していただいたり、校庭の人工芝化を行っていただいたり、要するに具体的な施策が進んでいるってということで、本当に自分としては嬉しく思います。

施策③の食育に関してはこれもいつもお話していますように、もう教育委員会がもう十分やっていたいています。標準の献立を作成するという8番、それから9番のメンター制度もなるほどと感心するものです。

12番の「郷土料理の知ることを通して和食文化を学ぶ」、非常にいいことだなと思います。特に市川とか行徳っていうのはやっぱり歴史がありますよね、食とか生産物とか。

そういうのをこういうプランで子どもたちが勉強すると、食育だけじゃなくて市川ということに対するまた愛着とか市川ってすごいんだなっていうふうな感じ方をしてもらえるかなと思って、これも楽しみにしております。それだけでなく、13番の「お金」に関することも一生懸命考えていただいているということは大変ありがたいことと感じます。

今回この教育大綱のパッケージを拝見して、とにかく具体案が出ているということで、非常に素晴らしいと思います。もう私はこれ以上言うことはありません。

○田中市長

はい。どうもありがとうございます。

では続いて田中委員をお願いします。

○田中委員

教育委員の田中でございます。よろしくお願いいたします。

非常に多岐にわたる具体的な施策が書いてあります。今日私は端的に1点意見というかお話しさせていただくのが22ページの90番ですかね、「学校教材費等徴収金の事務移行」というところでございます。これは取り組みの方向性のところでは、保護者等に対する支援の充実の1つとして挙げられています。

この徴収事務が教育委員会に一元化されるとは具体的にどういうことかというのはこれから見えてくると思いますが、おそらくお金の管理であるとか、いつ何を払うとかがシンプルになるので、当然保護者にとってもちゃんとそれを支払っているとか、管理というところでは、保護者支援という意味があるかとは思いますが。さらに、私が読んだときはむしろ保護者支援の意味に加えて、基本方針の3の(3)の②で掲げられている「子どもたちと向き合う時間の確保と働き方改革」、こういうところにすごい重要な意義があるのではないかと感じています。

色々な施策とか手続きについて山元委員もおっしゃっていた、ゆとりはあるとか、負担が軽くなるのかということを常に同時に考えておりまして、学校教材費等の徴収金を各学校で徴収管理とすると、現場の教員にとっては生徒さんのお金を預かるということなので心理的な負担であるとか、また時間的な制約というのはかなり実は大きいのではないかと思います。

この教育振興大綱の基本方針に、多様な子どもたちの可能性を広げる誰一人取り残さない教育というところで、この目的を達成するには、結局、現場の教員一人ひとりにできるだけ時間的心理的な余裕を持ってもらう、ゆとりを持ってもらうということが本当に重要なんだと思います。

この誰一人取り残さない教育を実現するために、一人ひとりの教員を市や教育委員会が支援する、保護者支援ということだけではなく教員も支援するんだと。そういうような具体的な内容かなと読ませていただきました。

そうしますと特にこの事務移行というのは、一般の市民の方であるとか保護者の方にとっては、この教材の徴収の事務が学校ではなくて教育委員会に一元された、いわゆるバックオフィスといった感じで、事務手続きが変わっただけじゃないかと思われる可能性もあるのかと思いました。

せっかくの機会なのでここで私がお話ししたいのは、事務手続きの単なる移行というよりは、やはり現場の教員の方の働き方改革にも繋がりますし、常に現場の教員の働き方改革が実現するのは何のためかっていうと、一人ひとりの子どもの教育のためだということこういうシンプルな考え方というのが一貫して、どの施策にも貫いてるんだということをお話ししたいということで、さらにこれ2校でモデル事業をして全校実施へ向けてということになりますので、結局管理が変わっただけで現場の負担が実はあまり変わらないっていうことは避けなければいけないと思いますので、ぜひこの2校の中で、本当に現場の負担が軽くなってるようなシステムというか、運用ができているのかというの、チェック項目にしていきたいと思いますと思っております。

私からは簡単ですが以上になります。

○田中市長

はい。ありがとうございます。

教育長、いいご意見いただきましたので後で入れてください。

では最後になります。駒委員、お願いいたします。

○駒委員

教育委員の駒でございます。よろしくお願いいたします。とても詳細な具体化パッケージ案ということで、その中で4点ほど少しお話をさせていただきたいと思います。

まず政策①の1番のところにあたります「地域一体による生活習慣の改善」というところです。先ほど大高先生も言及されていたように健康寿命ということを考えるときに、「早寝早起き朝ごはん」はもちろん大事なんですけれど、まず「歩く」ということが非常に重要になってくるのではないかなと考えました。「歩く」ということを考えたときに、例えばその家族とか家庭を1つの単位として、というのはこの基本方針1は、「すべての世代で心身の健康づくりに」となっておりますので、すべての世代ということであれば、家族とか家庭とかっていうものを1つの単位としてとらえて、その中で「歩く」ということを歩数計等で計っていくというようなこともできるのかなと思いました。そうすると歩数に応じて例えばデジタル地域通貨のポイント還元など、ちょっとこうインセンティブがあると地域経済の活性化にも繋がっていくのではないのかなと思った次第です。

○田中市長

今やっております。

○駒委員

そうでしたか。申し訳ありません。失礼いたしました。

それから21番「図書館司書による学校司書への支援」というところで、図書館の充実にあたってはやはり探究学習等で非常に重要な位置付けとなっていると思います。そのためにもやはりそこで働く学校司書の専門性ということが非常に重要になってくると思います。学校司書のスキルアップを図る合同研修会ですとか、それから図書館司書と学校司書の情報交換会みたいなもの、そういった交流の機会を創出していくということがないと、より学校司書の専門性というものも高まるのかなと感じました。

それから、86番の「放課後における体験プログラムの充実」というところで、放課後子ども教室とか放課後保育クラブでの体験活動っていうの非常に重要だと思うんですけども、地域人材や企業などと連携して、どのような体験プログラムを充実するかっていうところにまで言及されてもいいのかなと思いました。

そうすると、施策3-(1)-②「個々の特性、興味・関心、能力等に応じた学びの提供」が推進されているということもありますので、タブレットとかICTとかそういったところに限らずに、そのアナログな活動を通して、プログラミング的思考を育むような体験プログラムということも1つ考えられるのかなと思いました。アナログのプログラミングゲームですとか、自分でこう遊びながら課題発見とか解決できるような探究といった、そういったことも考えてみるといいのかなと思いました。

以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。

皆さん方からご意見をいただいたところです。教育長からありますか。どうぞ。

○高木教育長

はい。先ほど田中委員からありました学校徴収金の事務移行でございます。

実は教頭先生の期待が非常に高いです。現状として学校徴収金の教頭先生に対する事務負担は高いものになっています。正直申しまして事務移行をしたとしても、教頭先生の負担はゼロにはなりません。ならないんですけれども、ただ、どこまで軽減できるのかというのは、これからしっかり方向性の検討をしていきたいなと考えております。

田中委員がおっしゃる通り保護者の負担は減るか学校現場の負担も減るような取り組みに繋げることができればと思っております。しっかりと検討を進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○駒委員

大変申し訳ございません。1点意見をお伝えしておりませんでした。

49番「職場体験・職業講話の実施」について、職場体験はやはり企画する学校にとっても、受け入れる企業等にとっても、非常に時間と労力がかかる教育実践となっております。そのような中で、まずこの学校内の図書室や給食室、事務室など、その学校を1つの社会システムとしてとらえて、その中で体験をするというようなことも考えられるのではないかと思います。

例えば図書室の貸し出しを子どもたちが自分たちで企画運営して、キャンペーンをしてみるとか。それから給食室で給食づくりを体験していくなんてことも考えられるでしょうし、或いは広報担当者として市の魅力発信みたいなことを模索していくというような市との連携ということも考えられるのではないかなと思いました。

以上でございます。

○田中市長

はい。ありがとうございました。今の皆様からのご意見を真摯に受けとめて参りたいと思いますが、もう一言、他の方の発言を聞いていて、これも付け加えておきたいとかそういう委員の方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。

新たな具体化パッケージを皆さん方の意見を参考に作り上げて参りたいと思います。再度教育委員会から教育振興大綱具体化パッケージの案を提示していただくこととなります。

再度教育長からもう一度ございますか。

○高木教育長

はい、今回素案の詳細版という形で示させていただきましたが、取り組みの方向性と書きながら、なぜこういった取り組みをするのかという説明が今回入れられておりません。昨年の具体化パッケージはそういうことまで入っております。

今回の時点でまず必要な事業をどうするのかという洗い出しを最優先とさせていただきましたので、なぜこういう取り組みをするのかということが書かれていないので、それを書き込む必要があるというのが1点目。

2点目、取り組む時期につきまして、今回8年度に取り組む新規事業、9年度以降に取り組むものはこちらという形までは決めさせていただきましたけれども、それをもう少し各事業ごとに具体的に示す必要があると思っています。まず事業の洗い出しを最優先にさせていただきましたので、そこまで書き込めてないところでございます。その辺りを再度整理させていただきまして次回の総合教育会議において提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○田中市長

子どもたちにとってより良い未来を作っていくために、皆さんとともにまた話し合いをさらに積み上げて参りたいと思います。教育委員会と調整・協議を行った上で、新たな教育振興大綱を、それを踏まえまして新たな教育振興大綱具体化パッケージを作っていければと思っています。

本日はお忙しい中本当にありがとうございました。市川市の教育振興のため、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で終了させていただきます。

○深沢企画課長

ありがとうございました。事務局より1点ご報告がございます。先ほど次第の報告「市川市教育振興大綱（案）について」におかれまして、市長よりご意見をちょうだいいたしました箇所につきましては、企画部と教育委員会にて協議調整を行った上でご報告させていただきます。

その上でパブリックコメントの方を実施させていただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。